

# 兵庫県公報

平成23年8月12日 金曜日 第2311号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）	2
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	4
○ 平成18年兵庫県告示第882号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の廃止（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	5
公 告	
○ 環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価書の縦覧（環境整備課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	6
○ 入札公告（県立図書館）	6
正 誤	
○ 平成23年7月15日付け兵庫県公報第2303号中	9

## 告 示

### 兵庫県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年8月12日

兵庫県知事 井戸敏三

### 伊丹大鹿土地改良区

#### 退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	杉村 保	伊丹市瑞穂町1丁目37番地の2
同	武田 正明	同 市大鹿7丁目55番地
同	藤原 勲	同 市大鹿5丁目61番地
同	武田 巍	同 市大鹿6丁目20番地
同	坂上 努	同 市大鹿5丁目26番地
同	藤原 弘	同 市瑞穂町1丁目52番地
監事	藤原 義博	同 市大鹿5丁目54番地の1
同	藤原 稔三	同 市大鹿6丁目58番地

#### 就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	杉村 保	伊丹市瑞穂町1丁目37番地の2
同	武田 正明	同 市大鹿7丁目55番地
同	藤原 勲	同 市大鹿5丁目61番地
同	武田 巍	同 市大鹿6丁目20番地
同	坂上 努	同 市大鹿5丁目26番地
同	藤原 弘	同 市瑞穂町1丁目52番地

監 事	藤 原 義 博	同 市大鹿 5 丁目54番地の 1
同	藤 原 稔 三	同 市大鹿 6 丁目58番地



**兵庫県告示第882号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
赤穂市
- (2) 調査を行った期間  
平成19年 8月から平成22年 3月まで
- (3) 成果の名称  
赤穂市（大字福浦の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
赤穂市大字福浦の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年 7月29日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
平成17年 7月から平成20年 4月まで
- (3) 成果の名称  
猪名川町（上野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
猪名川町上野の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年 7月29日



**兵庫県告示第883号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第 1 項第 2 号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第215号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第 2 号に掲げる漁業の部中育波第 1 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち大東之丁の区域）、育波第 2 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち東之丁の区域）、育波第 3 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち東中之丁の区域）、育波第 4 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち戎の丁の区域）、育波第 5 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち西中之丁の区域）、育波第 6 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち西下之丁の区域）及び育波第 7 区域（育波浦漁業協同組合の地区のうち西上之丁の区域）並びに平成23年兵庫県告示第265号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第 2 号に規定する漁業の部中室津区域（室津漁業協同組合の地区）及び淡路町区域（淡路町漁業協同組合の地区）を削る。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第 2 号に規定する漁業

区 域	区 分
江井ヶ島区域 （江井ヶ島漁業協同組合の地区）	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

	<p>3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業</p> <p>4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業</p> <p>5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</p> <p>6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>7 網漁具を定置して営む漁業</p>
室津区域 (室津漁業協同組合の地区)	<p>1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業</p> <p>5 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</p> <p>6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>7 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>8 網漁具を定置して営む漁業</p>
淡路島岩屋区域 (淡路島岩屋漁業協同組合の地区)	<p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業</p> <p>2 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち棒びき網漁業</p> <p>3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p> <p>5 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</p> <p>6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業</p>
育波浦区域 (育波浦漁業協同組合の地区)	<p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p> <p>3 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p>

4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業

兵庫県告示第884号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
富島区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって、のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業以外の漁業	平成23年 7月26日

兵庫県告示第885号

平成18年兵庫県告示第882号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）は、廃止する。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第886号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
淡路市室津字撫2144、2148の1、2149、2152の1、2154の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
淡路市楠本字城ノ腰2522の9
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第888号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成23年 8月1日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市二見町



**兵庫県告示第889号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 日時  
平成23年 8月30日（火）午後2時から午後3時まで
- (2) 場所  
神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室
- (3) 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社ワンズワンエスト  
代表者氏名 新 井 充  
事務所所在地 神戸市東灘区本山北町3-3-19  
免許番号 兵庫県知事(6)第9075号  
免許年月日 平成19年 8月22日
- 2 (1) 日時  
平成23年 8月30日（火）午後3時から午後4時まで
- (2) 場所  
神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室
- (3) 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社さくらハウス  
代表者氏名 太 田 貴 司  
事務所所在地 神戸市兵庫区水木通1-5-26

免 許 番 号 兵庫県知事(3)第10575号  
免 許 年 月 日 平成22年 2月21日

公 告

**環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価書の縦覧**

環境影響評価書の提出があったので、環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第22条第1項の規定により、次のとおり当該図書の写しを縦覧に供する。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 環境影響評価書

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 関電エネルギー開発株式会社  
 大阪市北区中之島 6 丁目 2 番40号 中之島インテスビル19F  
 代表取締役社長 濱 本 和 夫
- (2) 対象事業等の名称  
 淡路風力発電事業
- (3) 提出年月日  
 平成23年 7月29日

2 環境影響評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室  
 淡路市市民生活部生活環境課  
 淡路市岩屋事務所市民窓口課  
 淡路市北淡事務所市民窓口課  
 淡路市東浦事務所市民窓口課
- (2) 縦覧期間  
 平成23年 8月12日（金）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) その他  
 本環境影響評価書は、淡路北部風力発電事業（仮称）環境影響評価書（平成21年 1月）の修正版である。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 高砂市今市 2 丁目40番 1 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 高砂市末広町 5 番21号  
 株式会社ケイ・エル・シー 代表取締役 京 谷 歳 平
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成23年 5月11日  
 兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 - 3 号（23高砂）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年 8月12日

契約担当者  
兵庫県立図書館長 垣 内 秀 敏

## 1 調達内容

### (1) 調達物品及び数量

「ひょうご図書館情報ネットワークシステム（第3期）」構築事業 一式（賃貸借）

### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 契約期間

平成24年1月1日（日）から平成28年12月31日（土）まで（5年間）

### (4) 設置場所

兵庫県立図書館 明石市明石公園 1-27

### (5) 入札の方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒673-8533 明石市明石公園 1-27

兵庫県立図書館総務課 担当 渡邊

電話 (078) 918-3366 F A X (078) 913-9229

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成23年8月19日（金）午後1時30分 兵庫県立図書館 第2研修室

(3) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年8月12日（金）から同月26日（金）まで（月曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成23年9月22日（木）午後1時30分 兵庫県立図書館 第2研修室

(5) 入札書の提出期限

(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年9月21日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との整合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成23年8月13日（土）から同年9月6日（火）まで（持参の場合は月曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

## ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様の分かるもの

## エ 提出方法

持参、FAX又は郵送等により提出すること。

## オ 確認の結果

平成23年 9月15日（木）午前10時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年 9月21日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（落札金額に契約期間60箇月を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hidetoshi Kakiuchi, President of Hyogo Prefectural Library

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of 「Hyogo Active Library Information Network System」 (The third stage) Construction (leasing contract)

(3) Lease period: From January 1, 2012 through December 31, 2016

(4) Lease place: Hyogo prefectural Library

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 26, 2011

(6) Deadline for tender

13:30 September 22, 2011 by direct delivery;

17:00 September 21, 2011 by mail



(7) Person to contact concerning the notice:

Hirofumi Watanabe, Hyogo prefectural Library 1-27 Akashikouen, Akashi, Hyogo 673-8533

TEL (078)918-3366 FAX (078)913-9229

正 誤

○平成23年 7月15日付け（兵庫県公報第2303号）

（特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	下から15	藤	今